

令和2年 No.20

○国立大学法人東京学芸大学役員規程の一部を改正する規程

改正理由

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

国立大学法人法の改正に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学役員規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年3月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

令和2年規程第12号

国立大学法人東京学芸大学役員規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成16年規程第31号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学役員規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第5条<u>第3項</u>の規定に基づき、役員について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(理事の職務) 第5条 理事の職務は、法第11条<u>第4項</u>の規定による。 2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(監事の職務) 第8条 監事の職務は、法第11条<u>第6項、第7項、第8項</u>及び第11条の2の規定による。 2 監事について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(監事の任期) 第9条 監事の任期は、法第15条<u>第4項</u>の規定による。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第5条<u>第2項</u>の規定に基づき、役員について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(理事の職務) 第5条 理事の職務は、法第11条<u>第3項</u>の規定による。 2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(監事の職務) 第8条 監事の職務は、法第11条<u>第4項、第5項、第6項</u>及び第11条の2の規定による。 2 監事について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(監事の任期) 第9条 監事の任期は、法第15条<u>第3項</u>の規定による。</p> <p>[省略]</p>